

# ワールドマスターズゲームズ 2021 関西泉南市実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西泉南市実行委員会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西において、泉南市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備及び企画運営等を行うことを目的とする。

### (所掌事務等)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針策定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な会場及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事務及び事業に関すること。

## 第2章 組織

### (構成)

第4条 本会は、別表第1に掲げる団体をもって構成する。

- 2 本会の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長)

第5条 本会に、会長1名を置く。

- 2 会長は、泉南市長をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

### (監事)

第6条 本会に、監事を置く。

- 2 監事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

### (任期等)

第7条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充すること

ができる。

### 第3章 会議

#### (総会)

第8条 本会の会議（以下「総会」という。）は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (5) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員（代理人を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ書面で評決し、又は代理人に評決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は、総会を招集できない場合又は議案が軽易である場合は、総会に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより総会に代えることができる。
- 9 会長は、必要に応じて、総会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (専門部会)

第9条 総会は、専門的事項を調査・審議するために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関する事項は、会長が別に定める。

### 第4章 事務局

#### (事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を泉南市教育委員会教育部生涯学習課及び泉南市民民生活環境部産業観光課内に置く。

- 2 事務局を統括するため、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は泉南市教育委員会教育部長の職にある者を、事務局次長は泉南市民民生活環境部部長の職にある者をもって充てる。

- 4 本会の出納事務は、泉南市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

## 第5章 会計

### (経費)

第11条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (事業計画及び予算)

第12条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

### (事業報告及び決算)

第13条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 解散

### (解散)

第15条 本会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散する。

### (残余財産)

第16条 本会が解散した場合において、その残余財産は泉南市に帰属するものとする。

## 第7章 補則

### (委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和元年11月18日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

団体名	団体名
泉南市	国立大学法人和歌山大学
泉南市教育委員会	泉南市商工会
一般財団法人大阪水泳協会	泉南市観光協会
泉南市体育協会	泉南市 ABC 委員会
泉南市スポーツ推進委員協議会	泉南市区長連絡協議会
樽井漁業協同組合	公益社団法人泉南青年会議所
JF 岡田浦漁業協同組合	株式会社ジェイコムウエスト
学校法人浪商学園大阪体育大学	大和リース株式会社

別表第 2 (第 4 条関係)

職 名	職 名
泉南市長	国立大学法人和歌山大学観光学部長
泉南市教育委員会教育長	泉南市商工会会長
一般財団法人大阪水泳協会会長	泉南市観光協会副会長
泉南市体育協会会長	泉南市 ABC 委員会委員長
泉南市スポーツ推進委員協議会会長	泉南市区長連絡協議会会長
樽井漁業協同組合代表理事組合長	公益社団法人泉南青年会議所理事長
JF 岡田浦漁業協同組合代表理事組合長	株式会社ジェイコムウエストりんくう局長
学校法人浪商学園大阪体育大学体育学部 健康・スポーツマネジメント学科長	大和リース株式会社大阪本店長

別表第 3 (第 6 条関係)

職 名	職 名
大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ 振興課長	泉南市会計管理者

